

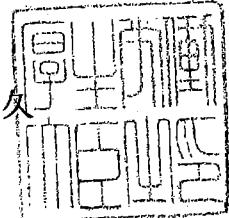
資料 4

厚生労働省発食安1118第1号  
平成26年11月18日

食品安全委員会  
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣

塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、別添に掲げる改正を行うこと。



(別添)

## 清涼飲料水の規格基準（保存基準）の一部改正について

### 1. 現状

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において規定されている「清涼飲料水」については、

- ・ミネラルウォーター類（「水のみを原料とする清涼飲料水」と定義）
- ・冷凍果実飲料
- ・原料用果汁
- ・ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水（以下「その他の清涼飲料水」という。）

の4つに分類され、それぞれ規格基準が定められている。

このうち、「その他の清涼飲料水」の製造基準においては、加熱による殺菌のほか、ろ過器等による除菌が認められている。

しかしながら、「その他の清涼飲料水」のうち、pH4.6以上で、かつ、水分活性が0.94を超えるものにあっては、その保存基準において、「十分な効力を有する方法で殺菌」したもののみ、10℃以下の保存が不要とされており、「十分な効力を有する方法で除菌」したものにあっては、10℃以下で保存が必要となっている。

### 2. 改正の内容

「その他の清涼飲料水」のうち、「原材料等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で除菌を行ったもの」については、10℃以下で保存しなければならないとする保存基準の対象外とすること。